

地理的表示 GI 保護制度
JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION

米沢牛

YONEZAWAGYU

登録日 平成 29 年 3 月 3 日

米沢牛 GI 牛肉流通マニュアル資料



農林水産大臣登録第 26 号

改定日 平成 30 年 8 月 23 日

米沢牛銘柄推進協議会
<http://www.yonezawagyū.jp/>

地理的表示保護法制度とは何か。 (農林水産省食料産業局資料)

品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている製品について、その名称を知的財産として保護するものです。

制度の大枠

1. 地理的表示を生産地や品質等の基準とともに登録。
2. 基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認め、GI マークを付す。
3. 不正な地理的表示の使用は行政が取り締る。

制度の効果

1. 基準を満たす生産者が「地理的表示」を名称として使用可能。
2. GI マークにより、他の製品との差別化が図られる。
3. 訴訟等の負担なく、ブランドを守ることが可能。

登録標章(GI マーク)意義

GI マークは、登録された製品の地理的表示と併せて付すものであり、製品の確立した特性と地域の結び付きが見られる真正な地理的表示産品であることを証するもの。



GI マークが日本の地理的表示保護法制度のものであることをわかりやすくするため、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や伝統・格式を感じる金色を使用し、日本らしさを表現した農林水産省の統一したマークです。

この度、平成 29 年 3 月 3 日、「米沢牛、YONEZAWAGYU」は農林水産省認定の地理的表示 GI 保護制度に申請し、「米沢牛」は日本を代表する牛肉ブランドとして登録をされました。

それぞれの流通段階において、米沢牛並びに地理的表示(GI)マークのセット表示が義務付けされることになりましたので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

「米沢牛、YONEZAWAGYU」の登録内容

(1)素牛

素牛は、黒毛和種の未経産雌牛とする。

(2)肥育

生産地は山形県の置賜地域内で飼育期間が最も長く、かつ最終飼育地とする。
出荷時の生後月齢は32か月以上とする。

(3)枝肉の基準

- ア 黒毛和種の未経産雌牛であること。
- イ と畜時の生後月齢は32か月以上であること。
- ウ 公益社団法人日本格付協会が定める牛枝肉取引規格の肉質等級3等級以上であること。

(4)最終製品としての形態

米沢牛の最終製品としての形態は、牛肉である。

**上記の基準を満たした枝肉を
米沢牛、YONEZAWAGYU に認定いたします。**

枝肉への表示

- 枝肉に「米沢牛」と「GI マーク」を刻印いたします。
- ・枝肉の左右トモバラ部に一ヶ所ずつ刻印いたします。

東京食肉市場の刻印



米沢食肉公社の刻印



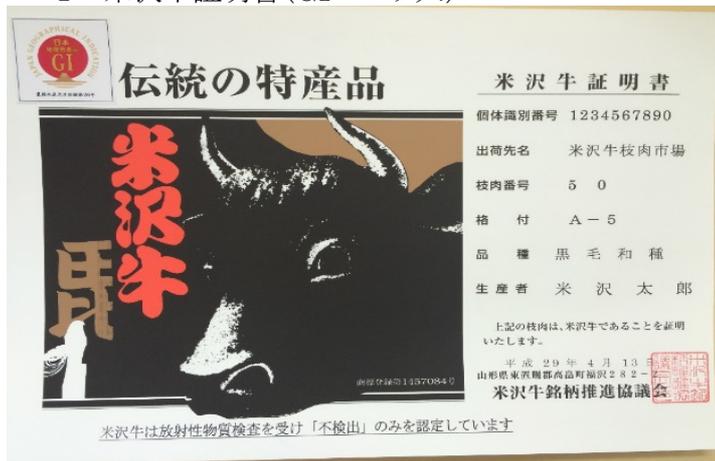
地理的表示(GI)刻印



証明書、シールについて

枝肉販売後に下記 2 点をお渡し致します。

- 1 米沢牛証明書(GI マーク入)



- 2 GI 米沢牛シール 400 枚



シールにつきまして、追加分は有償とさせていただきますのでご了承下さい。

制度上、それぞれの流通段階において、「米沢牛」と表示する場合には地理的表示(GI)マークのセット表示が義務付けされることになっております。

皆様にはお手数をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

GI制度【全体】の詳細につきましては農水省のHPをご覧ください。

また、米沢牛の表示等につきましては事務局(米沢食肉公社、JA)へお問合せ下さい。

米沢牛銘柄推進協議会

<http://www.yonezawagyū.jp/>